

東京都職員共済組合被扶養者資格認定基準

(原則)

第1 この基準は、地方公務員等共済組合法、同施行令、同施行規程及び同法運用方針（以下「運用方針」という。）に定める被扶養者の資格の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所得)

第2 被扶養者の認定基準額は、次のとおりとする。

- 一 恒常的収入であること。
- 二 年額 130 万円未満であること。
- 三 次のいずれかに該当するものについては、二の規定にかかわらず、180 万円未満であること。

- (1) 障害を事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者
- (2) 60 歳以上の者

(雇用保険法による失業給付金の受給)

第3 雇用保険法による失業給付金その他、これに類する生計費たる給付を一定期間受けている場合については、当該受給月額に 12 を乗じた額に恒常的収入額を合算した額が第2に相当する額でなくてはならない。

(稼働年齢層にある者)

第4 18 歳以上 60 歳未満の稼働年齢層にある者については、稼働能力がなく又は稼働しないことにやむをえない事由があり、かつ現実に扶養を受けている者に限る。

(夫婦の共同扶養)

第5 夫婦が共同して扶養している場合は、次による。

- 一 当該被扶養者に関し扶養手当又はこれに相当する手当（以下「扶養手当」という。）の支給されている場合については、当該受給者の被扶養者とする。
- 二 当該被扶養者に関し扶養手当が支給されていない場合については、組合員が扶養している事実及び扶養しなければならない具体的な事情を基礎として、被扶養者が主として組合員により生計を維持する者に該当するか否かを判断し認定する。

(主たる扶養者であるべき者の不存在)

第6 主たる扶養者であるべき者が、別居、行方不明等により不在の場合については、その具体的な事実、他の扶養すべき者の有無及び具体的な状況並びに組合員の家族構成、所得等組合員が扶養している事実及び扶養しなければならない具体的な事情を基礎として判断しなくてはならない。

(別居)

第7 別居の場合については、次による。

- 一 送金等により、扶養の事実が具体的に認められること。
- 二 他に扶養すべき者がないこと。
- 三 他に扶養すべき者がある場合については、その者の家族構成、所得等により、その者が扶

養できない正当な理由が認められること。

(父母)

第 8 父母の場合については、次による。

組合員の兄弟姉妹等の有無及びその具体的な状況並びに組合員の家族構成、所得等組合員が扶養している事実及び扶養しなければならない具体的事情を基礎として判断すること。

(兄弟姉妹)

第 9 兄弟姉妹の場合については、次による。

組合員の兄弟姉妹等の有無及びその具体的な状況並びに組合員の家族構成、所得等組合員が扶養している事実及び扶養しなければならない具体的事情を基礎として判断すること。

(祖父母、孫、甥姪、姻族等)

第 10 曾祖父母、祖父母、孫、曾孫、伯叔父母、甥姪、姻族等の場合については、組合員の家族構成、所得等のほか、それぞれの区分に従い定める次の表(省略)の下欄に該当する者(○印)の有無及びその具体的な状況により、組合員が扶養している事実及び扶養しなければならない具体的事情を基礎として判断する。

(提出書類)

第 11 提出書類については、次による。

- 一 被扶養者資格の認定申告に当たって、その申告を受けようとするときは、年金保険部長が別に定める書類を提出させなくてはならない。ただし、戸籍謄本、受理証明書及び世帯全員の住民票を提出させるときは、提出後被扶養者の要件を確認したうえで速やかに返却するものとする。
- 二 被扶養者の要件の確認のため必要があるときは、前項の年金保険部長が定める書類のほかに必要な書類を提出させなくてはならない。

(その他必要書類)

第 12 この基準に定めのない事項又はこの基準の適用に当たり、特に判断を要する事項については、必要のつど年金保険部長が決定する。

(施行期日)

第 13 この基準は、昭和 43 年 7 月 1 日から施行する。

(経過規定)

第 14 この基準施行前に、すでに被扶養者資格の認定を受けている者については、この基準により、認定を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この変更は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。